

ひとい親家庭 のしおい

— 令和8年度版 —

(令和8年3月改定)



春日井市こども未来部 こども家庭支援課

親と子の幸せのために…



このパンフレットは、ひとり親家庭の方や寡婦の方が安心して自立した生活を送っていただくために、春日井市で行っている経済的支援、生活支援、就労支援などの制度や事業を紹介しています。

これらの制度を有効に利用し、生活の安定と向上を実現されるとともに、お子さまが健やかに成長される一助となれば幸いです。

1 母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、または婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方

2 父子家庭の父とは

同条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方

3 寡婦とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

4 ひとり親家庭等とは

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

※配偶者・婚姻には、婚姻の届出等をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。





目 次



項目	種別	頁
離婚が決まったら	離婚に際しての申請、変更事項等の確認	3
	養育費 親子交流	5
	民法の改正について	5
相談のこと	母子・父子自立相談	6
	DV相談	6
	女性の悩み相談	6
	自立相談支援事業	6
	親子・若者総合相談	6
	市民相談	7
	乳幼児健康相談	7
	就学相談	7
	いじめ・不登校相談	7
	民生委員・児童委員、主任児童委員	7
	手当のこと	児童手当
児童扶養手当		9
愛知県遺児手当		11
子ども福祉手当		12
特別児童扶養手当		13
JR通勤定期の割引		13
助成のこと	母子・父子家庭医療費	14
	子ども医療費	14
こどものこと	保育園等の利用	15
	一時保育・一時預かり事業	15
	こども誰でも通園制度	15
	ファミリー・サポート・センター	15
	病児・病後児保育事業	15
	児童ショートステイ	16
	子どもの家（公設の放課後児童クラブ）	16
	民間の放課後児童クラブ	16

項目	種別	頁
こどものこと	放課後なかよし教室	16
	サマー・スクールかすがい	16
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	16
	就学援助	17
	愛知県教育委員会の学習支援	18
	子どもの学習・生活支援事業	19
税の減免、控除等のこと	市民税・県民税の減免、控除	20
	国民健康保険税の減免	20
	国民年金保険料の免除制度	20
住まいのこと	市営住宅の申し込み	21
	その他の公営住宅や民間住宅について	22
	住居確保給付金	22
	母子生活支援施設	22
	ひとり親の経済的な自立を支援する制度	23
ひとり親の経済的な自立を支援する制度	自立支援教育訓練給付金	23
	高等職業訓練促進給付金	24
	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	25
	母子寡婦福祉会	25
働くこと	就労相談	26
	ハローワーク春日井 マザーズコーナー	26
社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会について		27
食事や居場所などの提供	団体一覧	28～

離婚が決まったら・・・

離婚が決まったら、やらなければならないことはたくさんあります。さらに、その中には、手続きができる期間が決まっていて、その期間を過ぎてしまうと手続きができなくなったり、余分な手間がかかってしまうものがあります。

離婚後の生活が少しでもスムーズにスタートできるよう、主な手続きをチェックリストにしました。手続きのもれがないようご活用ください。

※ すべての方が、すべての手続きをしなければならないものではありません。

※ 詳細につきましては、それぞれの担当窓口にお尋ねください。



離婚届を提出する

チェック	項目	必要なもの等	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	離婚届を提出する	離婚届、本人確認ができるもの ※裁判離婚の場合、他に必要な書類があります。詳細はお問い合わせください。	戸籍住民課 (市役所1階)	0568-85-6137 0568-87-0122
	離婚後も婚姻中の氏を使用する	離婚の際に称していた氏を称する届、本人確認ができるもの		
	子の戸籍を移す①	申立書、子及び父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)等	名古屋家庭裁判所 家事受付センター	052-223-2830
	子の戸籍を移す②	入籍届、①の許可審判書謄本、本人確認ができるもの	戸籍住民課 (市役所1階)	0568-85-6137 0568-87-0122

生活やお金のこと

チェック	項目	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	児童扶養手当、愛知県遺児手当、子ども福祉手当の相談をする →その後、申請をする	子育て推進課 (市役所2階)	0568-85-6201
	児童手当の受給者を変更する		0568-85-3786
	特別児童扶養手当の受給者を変更する	障がい福祉課 (市役所1階)	0568-85-6186
	障がい児通所受給者証等の支給決定障がい者等を変更する		0568-84-5764
	就学援助に関する相談をする	学校教育課 (市役所9階)	0568-85-6442 0568-85-0991
	母子・父子家庭医療費の申請をする	保険医療年金課 (市役所1階)	0568-85-6194
	子ども医療費の保護者名を変更する		0568-85-6178
	養育費の専用相談電話(愛知県) 母子・父子福祉センター内養育費相談専用電話	(電話)052-915-8816	
	婚姻期間中の厚生年金の分割を相談する	名古屋北年金事務所 (電話)052-912-1213	
	ひとり親相談窓口で就労等の相談をする	こども家庭支援課 (市役所2階)	0568-85-6208 0568-85-3786

※ 各種手当は、申請の翌月分(愛知県遺児手当は申請月)からしか支給されません。支給されない月が生じないように、早急に手続きをしてください。

住まいを決める ⇒ こどもの学校・保育園の手続きに関すること



チェック	項目	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	住所の変更をする	戸籍住民課 (市役所 1 階)	0568-85-6139 0568-87-0122
	住居確保給付金について相談をする ※詳細につきましては、P22 をご覧ください。	自立支援相談コーナー (市役所 2 階)	0568-85-6152 0568-85-6321
	市営住宅へ申し込む	住宅政策課 (市役所 9 階)	0568-85-6294 0568-85-0991
	学校の転校の手続きをする	転校前・転校後の各学校へ	
	学校給食費のお支払い方法（振替口座の変更・児童手当からの納付（天引き）等）に関する相談をする ※所得により給食費が援助される制度がありますので、P24～P25「就学援助」をご確認ください。	学校給食課 (市役所 9 階)	0568-85-6341 0568-85-0991
	保育園、小規模保育園の入園・転園の手続きをする	保育課 (市役所 2 階)	0568-85-6202 0568-85-3786
	幼稚園、認定こども園の入園・転園の手続きをする	各施設へ直接お問い合わせください	

名義の書き換えをする

※必要なものについては、個人の状況により異なる場合がありますので、事前に各問い合わせ先へご確認の上、お出かけください。

チェック	項目	必要なもの等	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	保育料の振替口座の変更	通帳、金融機関の印 等	保育課 (市役所 2 階)	0568-85-6202 0568-85-3786
	預金通帳	通帳、印鑑（現在使用中の印と新しい印） キャッシュカード、身分証明書 等	各金融機関窓口	
	クレジットカード	各カード会社用手続き書類 等	各カード会社	
	国民年金の種別変更等	基礎年金番号がわかるもの、 扶養でなくなった日が分かる書類、 マイナンバーカード等の身分証明書	保険医療年金課 (市役所 1 階)	0568-85-6160 0568-85-6178
	国民健康保険への切り替え等	社会保険を脱退したことが分かる書類、 マイナンバーカード等の身分証明書	保険医療年金課 (市役所 1 階)	0568-85-6156 0568-85-6178
	水道の名義・お支払方法など	契約の状況によって必要なお手続きが異なりますので、詳しくはお客様窓口までご確認ください。	上下水道業務課 (市役所 8 階)	お客様窓口 0568-85-6411 0568-85-6258
	光熱費等の契約者変更	電気・ガス：それぞれ契約の会社へ	それぞれ契約の会社	
	携帯の名義変更	本人確認書類、金融機関の印、 通帳またはキャッシュカード	それぞれ契約の携帯会社	
	運転免許証	本籍地記載の住民票、現在の運転免許証	住民票が変わってから最寄りの警察署にて書き換え	
	マイナンバーカード	マイナンバーカード（マイナンバーカードに登録した2種類のパスワードを入力していただきます。）	戸籍住民課 (市役所 1 階)	0568-85-6138 0568-87-0122
	パスポート	必要な方は、お問い合わせください。	戸籍住民課 (市役所 1 階)	0568-85-6142 0568-87-0122
	車の名義変更	①軽自動車：軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所	(電話)050-3816-1773	
		②普通自動車：小牧自動車検査登録事務所	(電話)050-5540-2048	

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際にお父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう。そして、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。両親の意見以上に、子どもの気持ちを一番考えましょう。

養育費について

▼養育費とは

- 子どもを監護、教育するために必要な費用のことで、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

▼養育費の取決め

- **養育費は子どものためのものです。**養育費の支払いがスムーズに行われるように、**養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておく**ことが大事です。
- 協議離婚の届出のとき、子どもの養育費・慰謝料の支払、財産の分与などの内容を**公正証書**にしておく方法もあります。（詳細は公証役場）

親子交流について

▼親子交流とは

- 子どもが、離れて暮らしているお父さんやお母さんと、定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙、メールやSNSで写真を送る等の方法で交流することをいいます。

▼親子交流の取決め

- **方法や時期、回数など**については、子どもの意見を尊重して決めましょう。子どもが安心して親子交流を楽しめるよう、**子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら、無理のないように決める**ことが大切です。
- 具体的な内容がまとまらない場合には、家庭裁判所に親子交流の調停を申し立てることができます。

養育費・親子交流の相談について

受付時間 平日（水曜日を除く）午前10時～午後8時、水曜日（祝日を除く）午後0時～午後10時
土曜日・祝日 午前10時～午後6時（日曜日・振替休日の電話相談はお休みです。）

養育費・親子交流相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC））
フリーダイヤル 0120-965-419（携帯電話からは使えません）
電話 03-3980-4108

民法の改正について



▼令和8年4月から、改正民法が施行されます。

- ① **親の責務**に関するルールの明確化
- ② **親権**に関するルールの見直し（共同親権等）
- ③ **養育費**の支払確保に向けた見直し
- ④ **安全・安心な親子交流**の実現に向けた見直し
- ⑤ **財産分与**に関するルールの見直し
- ⑥ **養子縁組**に関するルールの見直し

（もっと詳しくみる）

法務省民事局ホームページ>

民法の一部を改正する法律について







https://www.moj.go.jp/MI/NJI/minji07_00357.html

1. 相談のこと



相談種目	相談内容	担当課
母子・父子自立相談 	専門的な知識を持った母子・父子自立支援員と就業支援専門員が、ひとり親家庭や寡婦の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援をします。	こども家庭支援課 (市役所2階) 0568-85-6208 FAX0568-85-3786
DV相談 	配偶者、恋人などからのDV(ドメスティック・バイオレンス)について相談員が電話相談・面接相談・WEB面接相談・DVメール相談に応じます。(WEB面接相談は要予約)	地域共生推進課 (市役所1階) 0568-85-7867 FAX0568-84-5764
女性の悩み相談 	結婚や離婚、家族のこと、職場の人間関係や性別による差別的取り扱いなど、女性の不安や悩みごとについて女性相談員が電話・面接相談に応じます。	多様性社会推進課 (レディヤンかすがい) 0568-85-7871
自立相談支援事業 	経済的に困窮し生活や仕事、家計のやりくりで困っている方やその家族に対し、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援を考え、悩み事や生活課題の解決に向け、支援します。	自立支援相談コーナー (市役所2階) 0568-85-6152 FAX0568-85-6321
親子・若者総合相談 	児童の心身の発達や生活習慣等のこどもの養育や家族関係、また、若者の不登校やひきこもり等の社会生活上の問題について、本人またはご家族からの相談に応じます。	こども家庭支援課 (市役所2階) 0568-84-4600 FAX0568-85-3786



相談種目	相談内容	担当課
市民相談 	法律相談（離婚・相続・養育費等）、多重債務相談、なやみごと人権相談など各種相談を実施しています。法律相談は、1年度につき1人1回（25分間）です。	市民生活課 （市民相談コーナー） （市役所2階） 0568-85-6620
乳幼児健康相談 	乳幼児の発育発達、言葉、離乳食、授乳、お口のケア、食べさせ方などについて保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等が相談に応じます。	こども家庭支援課 （総合保健医療センター） 0568-87-1552 FAX0568-87-1553
就学相談 	特別な支援を必要とする小学校入学前の子をもつ保護者に対し、適切な就学先（特別支援学校・特別支援学級・通常学級等）について、電話・面接相談を実施しています。	就学相談室 （中央公民館） 0568-34-8420
いじめ・不登校相談 	小中学校における児童生徒のいじめや不登校について、電話・面接相談を実施しています。	いじめ・不登校相談室 （中央公民館） 0568-34-8400

民生委員・児童委員、主任児童委員について



▼民生委員・児童委員、主任児童委員とは

- 民生委員・児童委員は、地域の皆さんからの生活の困り事や心配事の相談に応じて、必要な支援を受けられるよう、行政や関係機関へのつなぎ役としての役割を担ったり、高齢者や子どもなどの見守りなどの福祉活動を行うボランティアです。主任児童委員は、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が分からないときは、福祉政策課（85-6228、FAX84-8731）まで問い合わせてください。



2. 手当のこと



児童手当

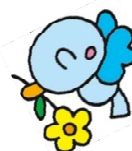
問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



1 受給できる方

日本国内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日（18歳年度末）までの児童を養育している方

- (1) 公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。
- (2) 児童福祉施設等に入所している児童については施設の設置者等に支給されます。
- (3) 離婚等により、手当受給者の切り替え（父→母など）が必要な場合は、新たな申請が必要です。原則として、申請の翌月からの支給となりますので、切り替えが必要な方は、お早めに子育て推進課までお問い合わせください。
- (4) 国内に居住している児童が対象となります。（留学中の場合等を除く。）



2 手当の額（月額）

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上 18歳年度末まで	10,000円	

22歳に達する日以後の最初の3月31日（22歳年度末）までの児童等の人数で数えます。ただし、次の場合は対象となりません。

- ・児童手当の支給要件を満たしていない児童（施設に入所している児童、監護していない児童等）
- ・18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子に対して、学費や食費などの生計費の相当部分の経済的負担をしていない場合



例えば19歳、17歳、13歳、8歳の児童を養育している場合は、右の表のようになります。

19歳	第1子	—
17歳	第2子	10,000円
13歳	第3子	30,000円
8歳	第4子	30,000円

3 支給の方法

原則として、年6回偶数月の10日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます（土曜日・日曜日等は前日払いとなります。）。

ひとり親家庭等の手当には、児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当（県）、子ども福祉手当（市）の3種類があります。

児童扶養手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と児童の健やかな成長のため、手当を支給する国の制度です。

所得制限があります。また、手当を受給するためには申請が必要です。



1 受給できる方

日本国内に住所があり、次の児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または養育（監護しかつ生計を維持）している方

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満）

- (1) 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が生死不明である児童
- (4) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (5) 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (8) 父または母が重度の障がい（障がい年金1級等）の状態にある児童



2 手当の額（月額）

前年中の所得（1月分から10月分は前々年中の所得）により、手当の支給額が決定されます。
なお、所得の状況によっては、手当の全部が支給停止となる場合があります。詳細は、子育て推進課にお問い合わせください。

【 令和8年4月～ 】



区 分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童が1人の場合	48,050 円	11,340 円 ～ 48,040 円
児童2人目以降の加算額	11,350 円	5,680 円 ～ 11,340 円

3 支給の時期と方法

原則として、年6回奇数月の10日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます。
（土曜日・日曜日等は前日払いとなります。）

※ 不足書類がある場合や必要な手続きがなされていない場合は、支払いが遅れます。

4 公的年金等を受給することができる場合

請求者または児童が公的年金等を受給することができるときは、年金等（障害基礎年金等は子の加算部分）の額が児童扶養手当額よりも低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。



愛知県遺児手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成及びその福祉の増進を図るため、手当を支給する制度です。

所得制限があります。また、手当を受給するためには申請が必要です。



1 受給できる方

愛知県内に住所があり、次の児童を監護している母、父または養育（監護し生計を維持）している方

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が1年以上行方不明である児童
- (4) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (5) 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (8) 父または母が重度の障がい（障がい年金1級等）の状態にある児童



2 手当の額（月額）

支給開始からの年数	支給額
支給開始 1～3年目	児童1人につき 4,350円
〃 4～5年目	児童1人につき 2,175円
〃 6年目以降	手当の支給はありません



3 支給の時期と方法

原則として、**年6回奇数月の25日**に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます。（土・日曜日等は前日払いとなります。）

4 公的年金等を受給することができる場合

次の(1)及び(2)の場合、手当は受けられません。

- (1) 請求者が公的年金（老齢福祉年金は除く）を受給することができるとき。
- (2) 児童が父または母に支給される公的年金の加算対象となっているとき。



子ども福祉手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



ひとり親家庭等のこどもを監護している母、父または養育（監護しかつ生計を維持）している方に手当を支給し、こどもの健全な育成を図ることを目的とした制度です。

所得制限があります。また、手当を受給するためには申請が必要です。



1 受給できる方

春日井市内に住所があり、次の児童を監護している母、父または養育（監護しかつ生計を維持）している方

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がい

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が生死不明である児童
- (4) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (5) 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (8) 父または母が重度の障がい（障がい年金1級等）の状態にある児童



2 手当の額（月額）

区分	支給額
小学生以下	児童1人につき2,000円
中学生	児童1人につき3,000円
高校生等	児童1人につき4,000円



3 支給の時期と方法

原則として、年6回奇数月の20日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます。
（土曜日・日曜日等は前日払いとなります。）



特別児童扶養手当

問い合わせ先 障がい福祉課 0568-85-6186
FAX0568-84-5764



1 受給できる方

20歳未満の重度・中度の障がい児を養育している方、血液などの疾病で日常生活において常に介護を必要とする児童を養育している方

2 支給対象児童

- (1) 療育手帳A・B判定程度の方
- (2) 身体障がい者手帳1～4級程度の方
- (3) 発達障がいやてんかんなど精神の障がいがあり前述と同程度の常時介護が必要な方
- (4) 血液などの疾病があり、前述と同程度の常時介護が必要な方

3 手当額

- (1) 手当1級（重度） 月額 58,450 円
- (2) 手当2級（中度） 月額 38,930 円

※ 詳細は、担当課へお尋ねください



JR通勤定期の割引

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、JR通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。

1 対象者

児童扶養手当受給者の方及びその方と同一世帯員の方で、通勤のためにJRの定期券を必要とする方が対象となります。

- (1) 児童扶養手当が全部支給停止になっている方は対象になりません。
- (2) お子さんの通学など、通勤以外の定期乗車券は対象になりませんので、ご注意ください。

2 手続き方法

- (1) 定期券の購入時に、次の2種類の証明書が必要となりますので、交付申請を行ってください。

	(ア) 特定者資格証明書（写真付）	(イ) 特定者用定期乗車券購入証明書
申請窓口	子育て推進課	子育て推進課
有効期限	1年間	6か月
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・定期券を購入する方の証明写真 (縦3cm×横2.5cmの正面上半身の写真) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・特定者資格証明書（写真付） ＊ (ア) により交付したもの

- (2) 駅の窓口で次の書類を提出し、定期券をお求めください。

特定者資格証明書（写真付）	＊ 定期券を使用する際は、携帯する必要あり
特定者用定期乗車券購入証明書	
児童扶養手当証書	

3. 助成のこと

母子・父子家庭医療費

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6194
FAX0568-85-6178



1 受給できる方

- (1) 母子家庭（父に重度の障がいがある家庭を含む）で、18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ）の児童がいる家庭の母及び児童
- (2) 父子家庭（母に重度の障がいがある家庭を含む）で18歳以下の児童がいる家庭の父及び児童
- (3) 父母のいない18歳以下の児童
※ 所得制限あり



2 内容

入院または通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。ただし、入院時の食事療養費や差額ベッド代等の医療費以外の負担額については、助成の対象となりません。

子ども医療費

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6194
FAX0568-85-6178



1 受給できる方

出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども
※ 所得制限なし

2 内容

入院または通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。ただし、入院時の食事療養費や差額ベッド代等の医療費以外の負担額については、助成の対象となりません。



4. こどものこと

「かすがい子育て応援ガイドブック」を作成しています。
各種相談先や保健・医療・保育など様々な行政サービス、子育て支援施設など
子育てに役立つ情報を体系的にまとめています。

ガイドブック



次の各種項目については、二次元バーコードからホームページをご覧ください、ガイドブック
を参考にしてください。

保育園等の利用

問い合わせ先 保育課 0568-85-6202
FAX0568-85-3786



一時保育・ 一時預かり事業



インターネット予約はこちらから→



問い合わせ先

一時保育 保育課

0568-85-6202 FAX0568-85-3786

一時預かり 子育て推進課

0568-85-6206 FAX0568-85-3786

こども誰でも通園制度

問い合わせ先 保育課 0568-85-6202
FAX0568-85-3786



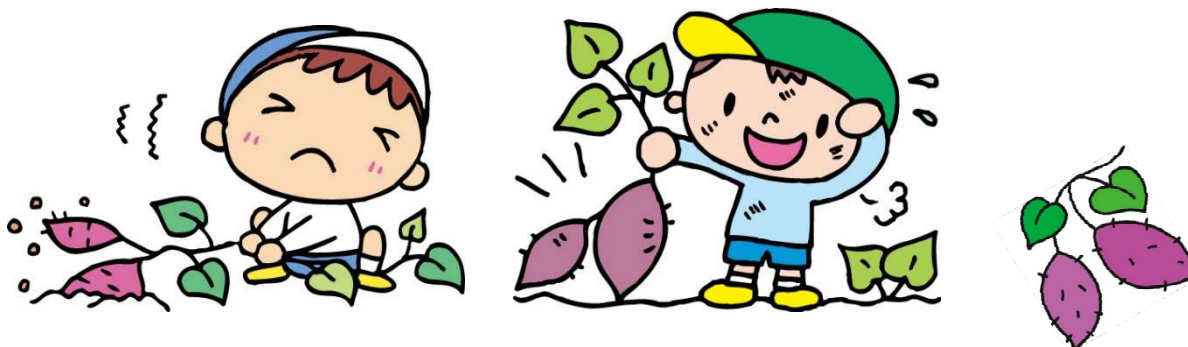
ファミリー・ サポート・センター

問い合わせ先 子育て子育て総合支援館内
0568-35-3516 FAX0568-34-1121



病児・病後児保育事業

問い合わせ先 保育課 0568-85-6202
FAX0568-85-3786



児童ショートステイ

問い合わせ先 こども家庭支援課 0568-85-6229
FAX0568-85-3786



子どもの家 (公設の放課後児童クラブ)

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6206
FAX0568-85-3786



民間の放課後児童クラブ

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6206
FAX0568-85-3786



市ホームページ
(民間児童クラブ一覧)



市ホームページ
(利用料金の補助について)



放課後なかよし教室

問い合わせ先 学校教育課 0568-85-6441
FAX0568-85-0991



サマー・スクール かすがい

問い合わせ先 学校教育課 0568-85-6441
FAX0568-85-0991



ひとり親家庭等日常生活支援事業

問い合わせ先 こども家庭支援課
0568-85-6208 FAX0568-85-3786



母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助を行っています。

支援内容：保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物など
費用：一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

※詳細はお問い合わせください。

就学援助

問い合わせ先 学校教育課 0568-85-6442
FAX0568-85-0991



小中学校へ就学することの保護者に対して、オンライン学習通信費や学用品費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

所得制限があり、援助を受けるためには申請が必要です。



1 申請方法

(1) 申請期限及び支給開始日

「支給開始日」は、第1学期の初日以降に転入した時や、失業などで申請事由が発生しているときにはその日となります。また、申請事由の発生日が当該月の1日以降のときはその日とします。

	期 限	認定された場合の支給開始日
初回受付分	令和8年5月1日（金）まで	第1学期初日から
随時受付分	初回受付分の提出日以降随時	申請書を受け付けた月の1日から

(2) 書類の提出先

お子さまが就学する学校へ提出してください。

小学校、中学校の両方に就学している場合は、中学校へ提出してください。

2 申請書類

(1) 就学援助費受給申請書（兼世帯票）（第1号様式）

* 1世帯につき1枚の申請です。



(2) 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類（該当する世帯全員について）
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写しなど 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和8年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	源泉徴収票や確定申告書の写しなど令和7年分の所得が確認できるもの 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和8年度市民税・県民税申告書の写し * 市役所2階 市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	申立書（任意様式） 及び、状況に応じた確認書類 1 失業の場合 雇用保険受給資格者証の写し等 2 収入状況激変の場合 給与明細(申請日の直近3ヶ月分) 3 その他 状況が確認できるもの

* 生活保護を受けている方は、添付書類は不要です。

3 援助の内容

援助費目	学年	小学校	学年	中学校	支給時期
学用品費	全年	1期分 3,880円 2期分 3,880円 3期分 3,870円	全年	1期分 7,580円 2期分 7,580円 3期分 7,570円	6月 10月 2月
	全年	2,200円（限度額）	全年	3,300円（限度額）	随時
校外活動費 （宿泊あり）	全年	4,000円（限度額）	2年	12,000円（限度額）	随時
修学旅行費	6年	25,000円（限度額）	3年	60,910円（限度額）	随時
新入学児童生徒 学用品費	1年	64,300円	1年	81,000円	6月
卒業アルバム代	6年	11,000円（限度額）	3年	10,000円（限度額）	2～3月
オンライン学習 通信費	全年	1・2・3期分 各5,000円	全年	1・2・3期分 各5,000円	6月 10月 2月
	※ただし、教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けている方については、その貸与に係る費用を上限とします。				
学校給食費	全年	—	全年	285円/1食	毎月
医療費	医療機関へ直接支払います。				9月から随時

* 医療費の対象は、学校において治療の指示を受けた特定の疾病に限ります。

* 令和7年度に新入学準備費の支給を受けた場合、新入学児童生徒学用品の支給対象外となります。

4 その他

お父さまが、市立小中学校の特別支援学級に在籍している場合は、「特別支援教育就学奨励費」がありますので、お問い合わせください。



愛知県教育委員会の学習支援

愛知県教育委員会では、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格等に向けた無料の学習支援等を実施しています。

事業名	場所	対象者	事業内容	問い合わせ先
若者・外国人 未来応援事業	春日井市内 ※詳しくはHP またはお問い合わせください。	中学校卒業後の 進路未定者、 高校中退者等	高卒認定試験合格等に向けた学習支援及び関係機関と連携した相談・助言（無料）	愛知県教育委員会 あいちの学び推進課 家庭教育・ 地域連携支援グループ 052-954-6780 ＜事業HP＞



＜事業HP＞

子どもの学習・生活支援事業

問い合わせ先 地域共生推進課 0568-85-6364
FAX0568-84-5764



経済的な理由で学習塾に通うことが困難な中学生及びその保護者に対し、学習と居場所の提供、保護者への教育相談などの包括的な支援を行います。

対象者	場所	曜日	時間	支援内容
次の世帯の中学生及び保護者 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・就学援助受給世帯など	東部市民センター	火曜日	午後7時～午後9時	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援 ・保護者に対する教育相談及び生活支援 ・こどもが気軽に参加できる居場所の提供 ・交流事業 など
	落合公園体育館	水曜日	午後6時30分～午後8時30分	
	高蔵寺ふれあいセンター	水曜日	午後7時～午後9時	
	レディヤンかすがい	木曜日	午後7時～午後9時	
	知多公民館	金曜日	午後7時～午後9時	
	西部ふれあいセンター	木曜日	午後7時～午後9時	



◆ 春日井市内には他にも次の学習支援があります。(令和6年4月1日現在)

※市が行っている事業ではありません。問い合わせは下記の各問い合わせ先へお願いします。

名称	場所	対象	日時	費用	主催	問い合わせ先 (敬称略)
学習支援教室 「いこいこ」小学生	春日井市岩成台10-11 岩成台西町内会集会所(岩成公園内)	小学生	毎週金曜日 15時～17時	100円/月	岩成台西地区社会福祉協議会	ozatchi1216@gmail.com 申込みフォームはコチラ
学習支援教室 「いこいこ」中学生		中学生	毎週水曜日 18時～20時			
はるはる 無料学習教室 勝川教室	春日井市若草通1-3-2 旭町地区公民館	小学生 中学生	毎週土曜日 13時30分～15時30分	無料	NPO法人春陽	公式LINE
はるはる 無料学習教室 神領教室	春日井市神領町2-29-1 神領ステーションビル1階(ナガケンホーム内)		毎週土曜日 13時～16時			
東海つばめ学習会 勝川教室	春日井市勝川町7-37 ネクシティパレット1階	小学5年生～ 高校生	毎週日曜日 15時30分～17時30分	無料	NPO法人東海つばめ学習会	代表 柿本知樹 公式LINE
東海つばめ学習会 高蔵寺教室	春日井市高蔵寺町4-7-8 猪天 高蔵寺駅前店	小学生 中学生	毎週日曜日 13時～14時30分			
東海つばめ学習会 春日井西教室	春日井市如意申町8-8-2 高齢者施設 あいゆうテイサービス	小学3年生～ 高校生	毎週金曜日 18時45分～20時30分			
無料塾“みんなのひみつきち”	春日井市烏居松町6-5-1 丸十ビル1F すてっぴ	小学生 中学生	毎週日曜日 10時～11時30分	無料	NPO法人みんなのひみつきち	公式LINE
またこよクラブ	春日井市熊野町1575番地 ひなご老人憩いの家	小学生	第1・3 日曜日 9時～12時	無料	NPO法人でらいと	公式LINE

5. 税の減免、控除等について

市民税・県民税の 減免、控除

問い合わせ先 市民税課 0568-85-6094
FAX0568-85-4698

1 減免

市民税・県民税の納付が困難な場合は、春日井市市税条例等の定めるところにより減免を受けることができます。

* くわしくは、二次元バーコードからホームページをご確認ください。



2 控除

年末調整、確定申告、市民税・県民税申告において、ひとり親控除等の申告ができます。

* くわしくは、二次元バーコードからホームページをご確認ください。



国民健康保険税の 減免

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6156
FAX0568-85-6178

1 減免

国民健康保険税を納付することが困難な世帯は、申請により税額が減免される場合があります。他にも産前産後期間の保険税軽減等の制度があります。

* くわしくは、二次元バーコードからホームページをご確認ください。



国民年金保険料の 免除制度

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6160
FAX0568-85-6178

1 免除・納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときに、保険料が免除または猶予される場合があります。他にも産前産後期間の保険税免除等の制度があります。

* くわしくは、二次元バーコードからホームページをご確認ください。



6. 住まいのこと

市営住宅の申し込み

問い合わせ先 住宅政策課 0568-85-6294
FAX0568-85-0991



住宅に困窮している低所得者の方を対象に市営住宅を用意しております。

* くわしくは、二次元バーコードからホームページをご確認ください。

《募集について》

- 1 入居できる空室が有る場合には、募集を行い、抽選により入居者を決定します。
- 2 募集は、「広報春日井」の5月号（8月入居）・9月号（12月入居）・1月号（4月入居）でお知らせします。
- 3 抽選後に、仮当選者の入居資格審査、入居契約を経て入居となるため、申し込みから入居まで2か月程度を要します。
なお、募集の日程等は、変更となる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

《申し込み資格》

下記の要件等を満たすことが必要です。

- (1) 所得月額が収入基準（158,000円、子育て世帯等の裁量世帯は214,000円）以下であること。
 - (2) 春日井市内に住所または勤務場所を有すること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 本人及び同居予定者が暴力団員でないこと。等
- ▼ 申し込み区分により、対象となる世帯が異なります。



《入居契約、家賃等について》

- 1 敷金として家賃の3か月分を指定された期日までに支払う必要があります。
- 2 犬、猫等ペットを飼育することはできません。
- 3 家賃額は、所得月額その他、住宅の立地や利便性、築年数、間取り等により決定するため、年度毎に変動します。
- 4 家賃には減免制度があり、所得月額が104,000円以下の母子・父子世帯については、家賃額の10%の福祉減免を受けることができます（所得月額が低額な場合、他の低所得者減免を受けたほうが有利な場合があります。また、生活保護を受けている世帯は受けられる減免の内容が異なります。）。



その他の公営住宅や民間住宅について

《県営住宅について》

募集時期 5月（8月入居）、9月（12月入居）、1月（4月入居）の定期募集と、常時募集（先着順）があります。



《UR 賃貸住宅について》

定期募集はありません。高蔵寺ニュータウンのUR 賃貸住宅は、UR 高蔵寺営業センターにお問い合わせください。

《その他の公営住宅や民間住宅について》

県営住宅やUR 賃貸住宅の他、セーフティネット住宅等について、市ホームページにてリンク集を用意していますので、参考にしてください。



住居確保給付金

問い合わせ先 自立支援相談コーナー

0568-85-6152 FAX 0568-85-6321

離職や廃業などによる減収により、住居を失うおそれのある人等に、就労活動をするなどの要件を満たすことを条件に一定期間、家賃相当額を補助します。

また、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

* くわしくは、二次元バーコードからホームページをご確認ください。



母子生活支援施設

問い合わせ先 こども家庭支援課 0568-85-6229

FAX0568-85-3786

配偶者がいないまたはこれに準ずる状況にある女性が、DVや経済困窮等の事情により児童（18歳未満）と生活していくことが困難となった場合に、児童と一緒に入所し、自立の促進のために生活の支援を受ける施設です。

面接を行ったうえで、入所の可否について判断します。詳しくは、こども家庭支援課にお問い合わせください。



7. ひとり親の経済的な自立を支援する制度

ひとり親家庭を対象に、自立に必要な情報提供、相談、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っております。

母子・父子家庭自立支援給付金

問い合わせ先 0568-85-6208
こども家庭支援課 FAX0568-85-3786

経済的な自立を支援するために、給付金の相談を行っています。

20歳未満の児童を養育しているひとり親の方が対象です。

※ 相談される場合は、お手数ですが事前に予約をお願いします。

予約のない場合は、当日に相談できないことがありますので、ご了承ください。



1 自立支援教育訓練給付金（資格取得に関わる受講料等の助成制度）

指定講座の受講後に、受講費用の一部を支給します。

講座の申し込み前に事前相談をし、受講講座の指定を受ける手続きが必要です。

指定講座を受講後に給付金を支給します。

対象講座	厚生労働省の指定する教育訓練指定講座 ※専門資格の取得を目的とする講座に限る。 厚生労働省 HP から確認できます。「教育訓練給付金」で検索してください。
支給額	申請者が教育訓練のために支払った費用（入学料・受講料）の60%相当額 上限20万円、下限1万2千1円。 注）受講する講座によって上限が変わります。詳細はご相談ください。 ※雇用保険の該当者は、上記の金額から、雇用保険の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得が、経済的な自立に直接の影響を与えること。 ・適職に就くために必要であると認められること。 ・※ 自立支援プログラムを受けていること。 ・過去にこの給付金を受給していないこと。
主な資格名	介護職員初任者、介護実務者、大型自動車免許、フォークリフト免許 等



※自立支援プログラムとは

ひとり親家庭の自立に向けての計画を立てることです。

2回以上の面談が必要で、ともに考え応援します。



2 高等職業訓練促進給付金（資格取得に関わる生活費の助成制度）

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合に、生活費の支援として一定期間支給されます。

また、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

養成機関に申し込みする前に、事前相談をすることが必要です。

対象資格

- ・看護師 ・准看護師 ・保育士
- ・社会福祉士 ・美容師 等の国家資格

支給額

	通常期間	最後の1年間	修了支援給付金
非課税世帯	100,000 円	140,000 円	50,000 円
課税世帯	70,500 円	110,500 円	25,000 円

資格を活かして自立した生活を
目指す方を応援します。
事前相談では、お仕事に向けた意気
込みや目標、自分にあった資格であ
るか等をお聞きします。

対象者

- ・その資格が適職に就くため必要であり、資格取得の意欲・能力があると認められる方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準にある方。
- ・過去にこの給付金を受給していないこと。
- ・この事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。



利用者の声



看護師の実習期間は本当に大変でした。医療機関で実習を行い、看護記録を夜中に仕上げ睡眠不足で体力消耗。そんな時にこどもの体調不良が重なったけど、家族の協力を得て何とか乗り越えられました。

実習は想像以上に大変でしたが、今は希望していた病院に勤めることができ、親子楽しく過ごせています。

（看護師）

学校と育児、家事と大変な3年間ではありましたがその努力とご支援のお陰で、大好きな子どもたちの成長に携われる職業に就くことができました。子どもたちの笑顔に包まれ喜びとやりがいを感じています。収入も安定しました。まだまだ課題もありますが、これからも学び精進します。

（保育士）





3 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭等の親及び児童が、高卒認定試験合格のための講座を受講した場合に、受講料の一部が助成されます。

※ 講座の申し込み前に、受講講座の指定を受ける手続きが必要です。

対象講座	高卒認定試験の合格を目指す講座 (高等学校等就学支援金制度の対処となる場合は対象外)
支給額	① 講座開始時給付金 入学金、受講料の 40% (上限 20 万まで) ② 受講修了時給付金 入学金、受講料の 10% (上限 5 万まで) ③ 合格時給付金 入学金、受講料の 10% (上限 5 万まで)
その他	通信制の場合は、上限額が半額となります。

対象者

- ・ 20 歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親またはその扶養している児童
- ・ 自立支援プログラムを受けていること。
- ・ 講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
- ・ 過去にこの給付金を受給していない方

※高等学校卒業生、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など大学入試資格を取得している方は対象外です。

母子寡婦福祉会について

春日井市母子寡婦福祉会とは、春日井市内のひとり親家庭のお母さんや寡婦の方が会員となり、福祉進捗や相互の親睦を図ることを目的とした会のことです。

- * 名称：春日井市母子寡婦福祉会
- * 事務所：春日井市八田町 2-26-2 白ゆり会館内
- * 電話：0568-82-8739 午前 10 時～午後 4 時 (水・土・日・祝日休館)
- * 会費：年 700 円



会員の方の声

「クリスマス会」に親子で参加しました。サンタさんからのプレゼントでこどもが両手いっぱいのおかしに満面の笑みでした。親子でゲームをしたり、いつもに増してこどもとふれあう時間になりました。



「おしゃべり会」に参加して、先輩ママのお話が参考になりました！

「日帰りバス旅行」に親子で参加して、こどもと一緒に過ごした時間が思い出になりました。いちごがおいしかったし、ビンゴ大会も楽しかったよ♪



8. 働くこと

就労相談

ハローワークの担当者が、就職するまでマンツーマンで相談にのります。志望動機の手書き方や面接の練習もできます。

1 利用できる方

- (1) 児童扶養手当を受給している方

問い合わせ先 こども家庭支援課 0568-85-6208

- (2) 生活に困窮している方

問い合わせ先 自立支援相談コーナー 0568-85-6152
FAX 0568-85-6321



2 場所

春日井市役所2階 就労支援コーナー



3 その他

相談は、事前予約が必要になります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

ハローワーク春日井 マザーズコーナー



“blankがあって不安”、“就職活動の進め方で悩んでいる”、“子育てと両立しやすい求人を探したい”など、子育てをしながら働きたい方を応援するコーナーです。

安全サポートスタッフ（保育士資格所持）のいるキッズコーナーでこどもを遊ばせながら、職業相談・紹介を受けることができます。

マザーズコーナー相談受付 月～金 8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

安全サポートスタッフの配置時間 9:00～13:00（キッズコーナーは終日利用可能）

問い合わせ先 ハローワーク春日井 0568-81-5170

春日井市南下原町2丁目14-6



社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会について

LINE公式アカウント

友だち
募集中



愛知母子・父子福祉センターより、
講習会・セミナー求人情報・お役立ち情報
各種イベントなどお届けします。



@262xhnmt

ひとり親家庭を応援します

社会福祉法人 **愛知県母子寡婦福祉連合会**

(連絡先)

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会

愛知母子・父子福祉センター

電話 052-915-8862 FAX052-915-8444

開館日 月～金 8:45～17:30

(土・日・祝日・年末年始を除く)

LINE Bot『愛知県ひとり親支援ナビ』について

このLINE Bot はひとり親家庭向けの支援メニューを確認できるサービスです。

何ができるの？

あなたが受けたい支援に合わせて

相談できる問い合わせ先をご案内！

「愛知県ひとり親支援ナビ」では、LINE で簡単な質問に答えるだけ

で愛知県内の問合せ先が表示されます。

支援内容によって変わる問合せ先を素早くナビゲーションします！

- 電話で相談するのは苦手…
- 役所の問合せ先に辿り着けない
- どんな支援があるか見たいだけ
という方に向いています。

LINE Bot のご利用には、下記二次元コードからのご登録が必要です。(無料)



LINE Bot『愛知県ひとり親支援ナビ』アイコン



LINE Bot『愛知県ひとり親支援ナビ』二次元コード」

9. 食事や居場所などの提供



団体一覧（50音順）

大手小子ども夢事業

活動内容・対象

大手小学校区で地域と子ども達をつなぎ、子ども達の夢を本気で後押しする団体です。春休み、夏休み、冬休みに週に2程、「食」を通じて地域と子ども達がつながる場「ドリームキッチン」を開催します。

◆ **活動日** 春休み、夏休み、冬休みの火曜日と土曜日
(変更の場合もあり)

◆ **対象者** 小学生までのこども

主な活動場所

・ 泉公園内ふれあいの家



instagram

大手小学校区ふれあい食堂

活動内容・対象

給食の無い春・夏・冬休みの平日に、こどもも地域の人と一緒に食事ができる場所を提供します。大手小親地の会、PTA、民生委員さん、いろいろな人と一緒に、孤食を減らし顔の見える地域づくりの一助となるよう活動しています。

◆ **活動日** 春・夏・冬休みの月曜日、金曜日（変更の場合あり）

◆ **対象者** 0～15歳のこどもとその保護者及び地域住民

主な活動場所

・ 大手公民館（大手学習等共用施設）月曜日
・ 大手田西ふれあいの家（田西公園）金曜日



instagram

認定NPO法人おてらおやつクラブ

活動内容・対象

おてらおやつクラブは、お寺にお供えされるお菓子や果物などの「おそなえ」を、さまざまな事情で困りごとを抱えるひとり親家庭に「おすそわけ」する活動です。

LINEからお申し込みいただくと、食品や日用品等が届きます。

◆ **対象者** 18歳未満の子どもと同居しているひとり親家庭



ホームページ



LINE

春日井小子ども夢事業

活動内容・対象

こども達の夢を後押しする事業を行っていきます。

私達は学校・保護者・PTA・地域が一体となってこども達が夢にきらめき明日にときめく地域を本気で作っていききたいのです。日々の子育てにお疲れの保護者の方もみえるかもしれません。一人で抱え込まず、みんなで共に歩けば負担は楽しみに変わるかもしれません。

そんな地域と一緒に作っていきましょう！

◆ **対象者** 6～13歳 ※春日井小に通う小学生

主な活動場所

・ 春日井学習等供用施設（宮町）
・ 春日井小学校区



instagram



ぎゅうぎゅう倶楽部

活動内容・対象

親がこどもに体験させてあげたいこと、こどもたち自身がやってみたいこと、たくさんの意見を『ぎゅうぎゅう』に詰めて、地域全体で子育てをしませんか？をモットーに、月1程度不定期で地域食堂や季節のイベントなどの運営を行っております。

◆ 対象者 牛山地区近隣にお住まいの方 どなたでも

主な活動場所

・ 牛山北部学習等供用施設（牛山町）



ホームページ



instagram

こども食堂・ハルノヒ

活動内容・対象

月に一度、土曜日から日曜日に昼ごはんを提供。費用は100円。こどもの孤食を減らし、親子でゆっくり食事ができる場の提供

◆ 活動日 土曜日または日曜日（月1回） 11:30～13:30

◆ 対象者 0～15才の子どもとその保護者
高校生以上は親同伴なしでもOK

主な活動場所

・ デイサービス 花とミツキの湯（出川町）

子どもの居場所応援団「あいあい」

活動内容・対象

①毎週土曜日に無料の学習や遊びの支援、体験支援、居場所の提供を含む誰でも無料の子ども食堂を運営する。

②月に2回、多世代交流を目的にした地域共生サロンを開く。

◆ 活動日 毎週土曜日 15:00～20:00

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

①春日井市如意申町4丁目3-30 尾関方「あいあい食堂」

②西部ふれあいセンター



ホームページ

特定非営利活動法人smileすまいる

活動内容・対象

私たちは名古屋市内を拠点に地域の居場所づくりを目的に活動しているNPO法人です。こども食堂「松河戸」はお寺のこども食堂。食べるだけでなく、お寺のお庭や茶室を活用した演奏会や様々な体験（陶芸・干し柿・味噌づくり・オセロ大会）や大道芸など、大人もこどもも楽しめる交流の場。不定期ですが、フードパントリーも実施しています。食事の後はビンゴゲームもあります。

◆ 活動日 毎月第4土曜日 11:00～13:30

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ 松河戸町



instagram



facebook

ちいき食堂 厨

活動内容・対象

「食事提供の場」としてではなく、地域住民のつながりを大切にしたコミュニケーションの場を作ることを目的としています。食事や居場所の提供を通じて、高齢者やこどもの孤食を減らし、世代間交流や仲間づくりを目指します。

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ デイサービスミルクホール（岩成台）

NPO法人 つむぐ みんなの食堂

活動内容・対象

月に2～4回、『食事・食品の提供』『学習支援』を通じて、こどもから大人まで多世代が集う場所づくりをしています。誰もが、気軽に“いつでも帰ってこれる場所”としてあり続けたいと思ひ活動しております。また、市内の必要な世帯に食事や生活用品を届ける『つむぐ宅食』も実施しております。

◆ 活動日 第2日曜日、毎週月曜日 他2回不定期

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ みんなの食堂（松本町）（出張あり）



instagram



LINE



はらぺこ食堂

活動内容・対象

「みんなで楽しくたべよう」をテーマに子どもからご年配の方まで安心できる居場所を目指しています。事前にご連絡いただくことで、アレルギーにもできる限り対応いたします。時々食品配布も行います。

◆ 活動日 第3金曜日 8:30~20:00

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ レディヤン春日井 調理室



facebook

福ふくごはん食堂

活動内容・対象

旬の食材・身体喜ぶ一汁三菜の食事提供！産後の親子や高齢者を対象に、食事を囲みながらの育児相談や、多世代が交流し助け合う場づくりを実践。孤立を防ぎ、誰もが笑顔で健康に過ごせる地域拠点の構築を目指し、産後ケアの視点を取り入れた温かな居場所と豊かな食卓を届けます。

◆ 活動日 毎週金曜日

◆ 対象者 0~18歳までの子どもとその保護者や高齢者（料理補助）など、地域に住む全世代が対象

主な活動場所

・ 春日台集会所



instagram

松山子ども夢事業

活動内容・対象

私たちは松山校区を中心に、地域の子ども達のために活動をしている団体です。小学校や地域の方々にもご協力をいただきながら、子ども達の明るい未来のための活動をしています。

・ ドリームキッチン：長期休暇の間、週3回無料の食事を提供しています。

・ ドリームリレー：不定期開催、廃棄予定食材などの無償配布をしています。

◆ 対象者 6~13歳の松山小学校に通う子ども

主な活動場所

・ 如意申公園（如意申町）

・ 如意申西学習等供用施設（如意申町）



ホームページ



instagram

NPO法人 みんなの未来いい教室

活動内容・対象

NPO法人 みんなの未来いい教室の「みんなの未来いい食堂」は、子どもたちの主体性と社会性を育むことを目的に、料理の作り手の子どもたちが主役という新しいタイプの子ども食堂です。高校生ボランティアの協力を得たり、農業体験ができる活動を始めたり、多様な交流・体験ができる機会も創っています。

◆ 活動日 土曜日または日曜日（月1回） 詳細はHPで公開

◆ 対象者 小学生~中学生、未就学児は保護者同伴で可

主な活動場所

・ 末広、とんまる、串旦那(春日井市内の店舗)



ホームページ



instagram





(発行元) 春日井市こども未来部こども家庭支援課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目 44 番地
電話 (0568) 85-6208 FAX (0568) 85-3786
kodomo@city.kasugai.lg.jp